

臨床研修指導医資格取得支援事業実施要綱

令和 6 年 4 月 1 日
保健医療部長 決裁

1 目的

この事業は、奨学金貸与者等である医師が義務年限終了後に臨床研修指導医の資格を取得できるよう支援を行うことにより、当該医師がキャリア形成を図りつつ、安心して地域医療に従事できる体制を構築することを目的とする。

併せて、臨床研修指導医を確保することにより、県内の臨床研修医採用者数の増加を図ることを目的とする。

2 補助対象者

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修病院又は臨床研修協力施設とする。

3 補助対象事業

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修病院又は臨床研修協力施設が、自院に所属する常勤医師に対して、臨床研修指導医の資格取得を支援する事業とする。

4 事業に要する経費の負担

当該年度に当事業に要する経費については、交付要綱に基づき補助する。